

実質化された人・農地プランについて

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
片品村	第3区-1 (鍛冶屋、栃久保、登戸、 山崎、栗生、針山)	令和3年3月29日	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	131.3 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	66.7 ha
③地域内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計	5.6 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.9 ha
ii うち後継者について不明(いない)の農業者の耕作面積の合計	0.5 ha
④地域内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.5 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・ 担い手や後継者不足のため、鳥獣被害により荒地が増える一方である。電柵の設置やワナ免許登録には費用がかかり、費用負担の軽減と効率的な対策が必要である。また、鳥獣被害拡大を防ぐには、村内の若者もわな取得を推進するなど地域全体で対策を講じる必要もある。 ・ 荒廃農地を減少させていくためにも、地区の実情に応じて作付品目を決めて高齢者が生きがいとなる作物推進と販路先が必要である。 ・ 露地大型野菜から施設野菜へ移行したため遊休農地は増えており、その対策として地域に根付いている花豆を県重点品目に村へ要望するなど推進が必要である。 ・ 条件の良い田畑は農地中間管理機構の活用・推進は出来るが、狭小で傾斜のある田畑をどのように集積・集約するかが課題である。 ・ 現在の経営面積を維持していくことで精一杯である。現状維持を推進していくしかない。 ・ 地域全体で農地を使用貸借し、推進していくことができないか検討することも必要である。 ・ 入作を後押し支援できる、受入体制を整える必要がある。

3 対象地域内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地利用を中心経営体である認定農業者だけで担うことは出来ない、そのため地域の中心経営体以外の農業者や兼業農業者にも協力していただく。 ・ 入作を希望する地域外や村外者の推進を検討していく。

(参考) 中心経営体 【第3区】

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作物	経営面積 (ha)	経営作物	経営面積 (ha)	農業を営む範囲
認農	農業者1	野菜	0.63	野菜	0.63	3区
認農	農業者2	野菜	0.08	野菜	0.48	3区
認農	農業者3	野菜	0.6	野菜	0.6	3区
認農	農業者4	野菜、水稲	0.7	野菜、水稲	0.7	3区
認農	農業者5	野菜、花卉他	0.65	野菜、花卉他	1.2	3区
認農	農業者6	野菜、水稲	1.14	野菜、水稲	1.18	3区
認農	農業者7	野菜、水稲	0.4	野菜、水稲	0.4	3区
認農	農業者8	野菜	0.38	野菜	0.38	3区
認農	農業者9	野菜、水稲他	1.1	野菜、水稲他	1.4	3区
認農	農業者10	野菜、水稲	0.32	野菜、水稲	0.32	3区
認農	農業者11	野菜、水稲	0.69	野菜、水稲	0.69	3区
認農	農業者12	花卉	0.7	花卉	0.7	3区
認農	農業者13	花卉	0.4	花卉	0.4	3区
認農	農業者14	野菜、花卉他	0.69	野菜、花卉他	0.75	3区
認農	農業者15	野菜、水稲他	1.35	野菜、水稲他	1.35	3区
認農	農業者16	野菜	0.5	野菜	0.65	3区
認農	農業者17	野菜	0.5	野菜	0.5	3区
計	17人		10.83		12.33	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

<p>【農地中間管理機構の活用方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 条件が整えば農地中間管理機構の活用を検討していく。
<p>【鳥獣被害防止対策の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農作物被害が多いため、鳥獣害対策について専門家を招いて勉強会等を検討していく。 獣の隠れ場所となる畑横の荒れた山林の整備を検討していく。
<p>【中山間地域等直接支払制度等への取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業生産活動の維持等を集落協定に基づき、中山間地域等直接支払制度の活用を継続していく。 地域の農地・水路・農道や鳥獣防護柵などを共同で維持管理するため、多面的機能支払制度の活用を検討していく。